

令和5年9月8日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

長期使用の扇風機についての注意喚起

(詳細は次頁以降参照。)

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1件
(うち扇風機1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 15件
(うち冷風機1件、携帯電話機(スマートフォン)1件、
パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)1件、
電気洗濯機1件、バッテリー(リチウムイオン、サーフボード用)1件、
ルーター(充電式)1件、扇風機1件、エアコン1件、
ACアダプター(喫煙器具用)1件、携帯型電気冷蔵庫(充電式)1件、
除湿乾燥機1件、照明器具1件、エアコン(室外機)1件、
電気掃除機(充電式、スティック型)1件、サンダル1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし
 1. ～4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

富士電機製造株式会社（現 富士電機株式会社）が製造した長期使用の扇風機についての注意喚起

（管理番号：A202300489）

① 事故事象について

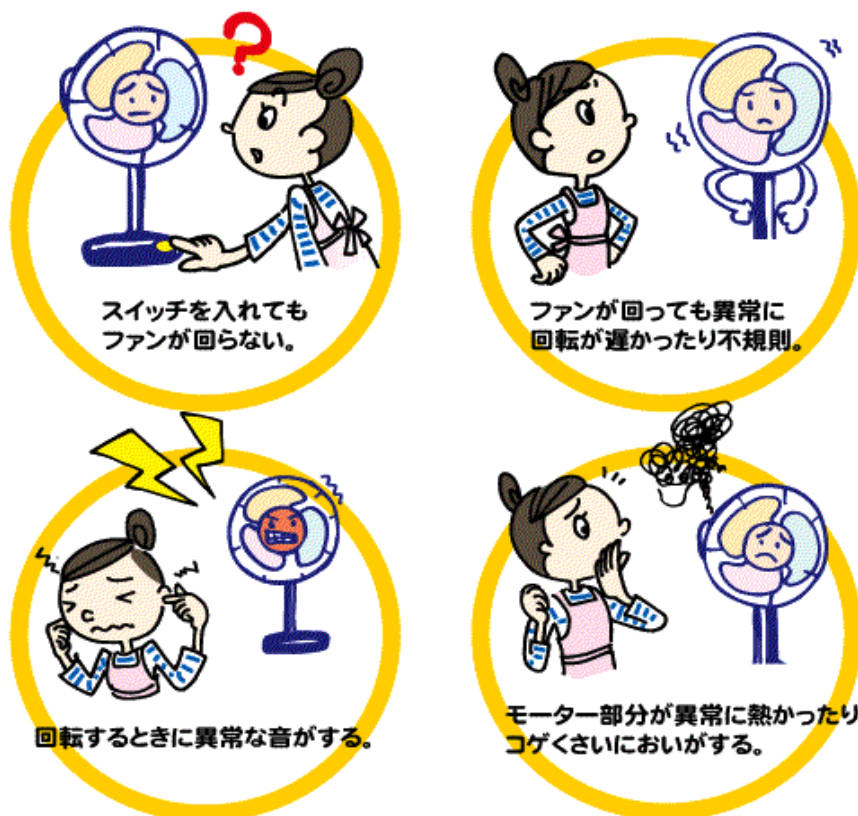
事務所で富士電機製造株式会社（現 富士電機株式会社（法人番号：9020001071492））が製造した扇風機を使用中、当該製品を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

※当該製品は長期使用（50年以上）された製品

② 使用者への注意喚起

長期使用の古い扇風機は、モーター、コード、コンデンサー等の電気部品の経年劣化により出火に至るおそれがあります。

御使用の際に、次のような症状がある場合は、すぐに使用を中止し、電源プラグをコンセントから外して、製造事業者等に御相談ください。



- 電源コードが折れ曲がったり破損したりしている。
- 電源コードに触れると、ファンが回ったり回らなかったりと動きが不安定である。

また、扇風機を使用していないときは、電源プラグをコンセントから抜いてください。古い扇風機では、電源が入っているにもかかわらず、ファンが回っていないことでスイッチが「切」の状態になっていると誤認することがあり、そのま

ま放置すると出火に至るおそれがありますので御注意ください。

富士電機株式会社は、2007年（平成19年）9月12日から「富士電機製造」製扇風機をご利用のお客様へお知らせとお願い」としてウェブサイトにて注意事項を掲載し、富士電機製造株式会社（当時）製の扇風機（「富士電機」又は「Fuji Electric」の文字が製品ブランド又は銘板に含まれているもの）につきましては、型式・型名を問わず使用を中止するよう呼び掛けています。

【問合せ先】

富士電機株式会社 広報 IR 部 広報課

電話 番号：0120(12)6504

※携帯電話、PHS からも利用可。一部の IP 電話からは利用不可。

受付 時間：9時～17時（土・日・祝日を除く。）

同時間帯以外でお急ぎの方

電話 番号：0120(24)9277

ウェブサイト：https://www.fujielectric.co.jp/contact/index_fan.html

③消費者庁及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の注意喚起

・消費者庁

「扇風機等の家電製品の経年劣化事故に御注意ください」（2016年6月14日公表）

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/160614kouhyou_1.pdf

・独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）

「扇風機やエアコンの思わぬ火災を防ぐには？～古い扇風機や、エアコンの電源コードに注意～」（2018年6月28日公表）

ウェブサイト：<https://www.nite.go.jp/data/000091549.pdf>

「エアコン・扇風機の事故に注意～6月から急増！火災事故～」（2019年6月27日公表）

ウェブサイト：<https://www.nite.go.jp/data/000099435.pdf>

(参考) 長期使用の扇風機について注意喚起を行っている主な製造事業者及び問合せ先

ブランド名	製造事業者名	URL/問合せ先
SANYO 日本電気 ゼネラル	三洋電機株式会社	https://www.panasonic.com/jp/company/sanyo/info/psef080430.html 扇風機相談室 電話番号：0120-34-0979 受付時間：9:00～12:00/13:00～17:00（土日祝日・事業者休日を除く。） ※同社では、昭和52年以前の扇風機について、使用の中止を呼び掛けています。次のURLで該当機種か否かがチェックできます。 https://www.panasonic.com/jp/company/sanyo/info/pdf/psef080430_list_s.pdf <次の事業者でも注意喚起を行っています。> 日本電気株式会社 https://www.nec.co.jp/news/info/20070824.html 株式会社富士通ゼネラル https://www.fujitsu-general.com/jp/i_info/fan/
SHARP	シャープ株式会社	https://jp.sharp/support/safety/fan_info.html お客様相談センター 電話番号：0120-078-178（固定電話、PHS） 0570-550-449（携帯電話） 受付時間：月曜～土曜：9:00～18:00 日曜・祝日：9:00～17:00（年末年始を除く。）
TOSHIBA	東京芝浦電気株式会社（現 東芝ホームテクノ株式会社）	https://www.toshiba-tht.co.jp/info/070907_j.htm 東芝生活家電ご相談センター 電話番号：0120-1048-76 0570-0570-33（携帯電話、PHS） 受付時間：月曜～土曜：9:00～18:00 日曜・祝日：9:00～17:00（事業者休日を除く。）
National	松下精工株式会社（現 パナソニックエコシステムズ株式会社）	https://panasonic.co.jp/hvac/pes/info/important/e-fan.html 長期使用扇風機の相談窓口 電話番号：0120-880-107 受付時間：9:00～12:00/13:00～17:00（土日祝日・事業者休日を除く。）
HITACHI	株式会社日立製作所（現 日立グローバルライフソリューションズ株式会社）	https://kadenfan.hitachi.co.jp/lng_hyoji/elfan/index.html 日立長期使用製品安全表示制度窓口 電話番号：0120-3121-11 050-3155-1111（携帯電話、PHS） 受付時間：月曜～土曜：9:00～17:30 日曜・祝日：9:00～17:00（年末年始を除く。）
富士電機 Fuji Electric	富士電機株式会社	https://www.fujielectric.co.jp/contact/index_fan.html 広報 IR 部広報課 電話番号：0120-12-6504（携帯電話、PHS 利用可） 受付時間：9:00～17:00（土日祝日を除く。） 同時間帯以外でお急ぎの方 電話番号：0120-24-9277
MITSUBISHI	三菱電機株式会社	https://www.mitsubishielectric.co.jp/oshirase/naganen_kaden/kisyu01.html 問合せ窓口 電話番号：0120-490-499 受付時間：9:00～17:00（土日祝日・事業者休日を除く。）

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：石田、首藤、庄田

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300489	令和5年8月29日	令和5年9月6日	扇風機	YA358	富士電機製造株式会社(現 富士電機株式会社)	火災	事務所で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	広島県	製造から50年以上経過した製品 平成19年9月12日から使用上の注意の呼び掛けを実施(特記事項を参照)

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300474	令和5年8月2日	令和5年9月4日	冷風機	火災	店舗で異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年8月23日
A202300475	令和5年4月26日	令和5年9月4日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年8月25日
A202300476	令和5年8月25日	令和5年9月4日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大分県	
A202300477	令和5年8月5日	令和5年9月4日	電気洗濯機	火災	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	製造から25年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年8月30日
A202300478	令和5年8月2日	令和5年9月4日	バッテリー(リチウムイオン、サーフボード用)	火災	倉庫で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年8月2日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202300479	令和5年8月25日	令和5年9月5日	ルーター(充電式)	火災	店舗で当該製品を充電しながら使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300480	令和5年8月25日	令和5年9月5日	扇風機	火災	保育園で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岡山県	
A202300481	令和5年8月14日	令和5年9月5日	エアコン	火災	居室を焼損する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	製造から25年以上経過した製品
A202300482	令和5年8月8日	令和5年9月5日	ACアダプター(喫煙器具用)	火災	当該製品に他社製の電気製品を接続して充電中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年8月29日
A202300483	令和5年8月23日	令和5年9月5日	携帯型電気冷蔵庫(充電式)	火災	駐車場で車両内に置いていた当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	山口県	
A202300484	令和5年8月25日	令和5年9月5日	除湿乾燥機	火災	当該製品を使用中、当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	宮崎県	
A202300485	令和5年8月12日	令和5年9月5日	照明器具	重傷1名	当該製品を使用中、当該製品が落下し、使用者に当たり、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	製造から20年以上経過した製品

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300486	令和5年8月25日	令和5年9月6日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	製造から15年以上経過した製品
A202300487	令和5年8月30日	令和5年9月6日	電気掃除機(充電式、スティック型)	火災	当該製品のバッテリーを焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202300488	令和5年8月3日	令和5年9月6日	サンダル	重傷1名	当該製品を履いて歩行中、転倒し、左手首を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長崎県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年8月29日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし